

金沢市子ども会連合会会則

昭和 25 年	5 月	制定
昭和 37 年	7 月	改正
昭和 38 年	7 月	改正
昭和 56 年	4 月	改正
昭和 63 年	4 月	改正
平成 6 年	5 月	改正
平成 12 年	5 月	改正
平成 14 年	4 月	改正
平成 19 年	10 月	改正
平成 21 年	4 月	改正
平成 24 年	2 月	改正
令和 元年	6 月	改正

第 1 章 総則

(名称及び組織)

第 1 条 この会は、金沢市子ども会連合会と称し、金沢市子連と略称します。

2 この会は、金沢市内の校区（地区）少年連盟及び子ども会（以下「団体」という。）によって組織します。

(事務所)

第 2 条 この会は、事務所を石川県金沢市長町 3 丁目 3 番 3 号 金沢市長土塀青少年交流センター内に置きます。

(会 員)

第 3 条 この会の会員は、金沢市子ども会連合会に加入している者をもって構成します。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この会は、子ども会活動の堅実な活動を助成し、もって子どもの社会生活に必要な徳性及び子どもの健全育成に寄与することを目的とします。

(事業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1)子ども会活動の指導及び育成
- (2)子ども会活動に従事する指導者及び育成者相互の交流
- (3)子ども会活動指導者の養成及び研修
- (4)子ども会活動に必要な調査研究及び資料の刊行
- (5)子ども会活動に必要な関連団体機関との連携
- (6)その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

(種別及び選任)

第6条 この会に、次の役員を置きます。

会長 1名、副会長 若干名、会計監査 2名

2 役員は、育成委員会で推薦し、総会で承認します。

(職務)

第7条 会長は、この会を代表し、この会の業務を統括します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行します。

3 会計監査は、この会の会計及び会務の執行状況について監査します。

(任期)

第8条 この会の役員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行います。

(顧問及び相談役)

第9条 この会に、顧問及び相談役を若干名置くことができます。

2 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て、会長が委嘱します。

3 顧問及び相談役は、この会の重要な事項について、会長の諮問にこたえます。

4 顧問及び相談役の任期は、それぞれ2年とし、再任は妨げません。

第4章 総会

(招集)

第10条 総会は、毎年1回会長が招集します。

2 会長が必要と認めたとき、または校区（地区）育成委員長数の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して、その開催を請求されたときは、会長は速やかに臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会の招集は、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知します。

(議長)

第11条 総会の議長は、育成委員の中から選出します。

(定足数)

第12条 総会は、校区（地区）育成委員長数の2分の1以上が出席しなければ、総会を開くことはできません。ただし、当該議事に委任状をもってあらかじめ意思を表明した者については、出席したものとみなします。

(議決)

第13条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第5章 会議

(会議の種別)

第14条 この会に、役員会、育成委員会、少年委員会、リーダー委員会及びシニア委員会を置きます。

- 2 これらは互いに連絡調整を密にし、金沢市子ども会連合会の事業の円滑な進展のために努めます。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、会計監査及び正副育成委員長をもって構成します。

- 2 役員会は、必要があるとき、会長が招集します。
- 3 役員会は、本会に関する重要事項及び緊急を要する事項について話し合います。

(育成委員会)

第16条 育成委員会は、各団体の育成委員会から選ばれた1名の育成委員によって組織されます。

- 2 育成委員会に次の役員を置き、互選します。
委員長 1名、副委員長 2名、書記 2名
- 3 育成委員会に次の部会を置きます。
ブロック長部会、総務部、事業部、育成部、広報部 安全部
- 4 育成委員及び役員の任期は2年とします。ただし、再任は妨げません。
- 5 育成委員会は、毎月1回以上会合を持ち、次のことを話し合います。

(1)本会の運営に関すること

- (2)子ども会の育成に関する研究発表
- (3)子ども会の指導助成に関すること
- (4)子ども会に関する行事、企画の各関係機関との連絡調整

(少年委員会)

第 17 条 少年委員会は、各団体から選ばれた中学生の少年委員によって組織します。

- 2 少年委員会に次の役員を置き、互選します。
 - 委員長 1名、副委員長 2名、書記 3名
- 3 少年委員会は、毎月 1 回会合を持ち、次のことを話し合います。
 - (1)少年委員会の活動計画及び実行方法
 - (2)子ども会の運営、活動についての研究発表
 - (3)グループ活動の研究
 - (4)委員相互の親睦
 - (5)その他必要なこと

(リーダー委員会)

第 18 条 リーダー委員会は、金沢市内在住の高校生で子ども会活動に関心のある者によって組織します。

- 2 リーダー委員会に次の役員を置き、互選します。
 - 委員長 1名、副委員長 2名、書記 2名、会計 2名、議長 1名、副議長 1名
- 3 リーダー委員会は、次の集会を持ちます。
 - (1)定例集会 月 1 回、全員による集会
 - (2)特別集会 特別な事業を推進するための集会
 - (3)役員集会 必要があるとき、役員による集会
- 4 リーダー委員会は、次のことを話し合います。
 - (1)金沢市子ども会連合会の各種行事、活動に関する協力
 - (2)子ども会及びリーダー相互の研修、リーダーとしての資質向上、発表、討論
 - (3)子ども会の各種行事、活動に対する協力
- 5 リーダー委員会は、独自の会計を持ちます。

(シニア委員会)

第 19 条 シニア委員会は、子ども会活動に関心がある大学生及び社会人によって組織します。

2 シニア委員会に次の役員を置き、互選します。

委員長 1名 副委員長 1名 書記 2名 会計 1名

3 シニア委員会は、次の集会を持ちます。

(1) 定例集会 月1回、全員による集会

(2) 特別集会 特別な行事を推進するための集会

(3) 役員集会 必要があるとき、役員による集会

4 シニア委員会は、次のことを話し合います

(1) 金沢市子ども会連合会の各種行事、活動に関する協力

(2) リーダー及び少年委員の資質向上の研修について

シニアの相互の研修、シニアとしての資質向上

(3) 子ども会の各種行事、活動に対する協力

5 シニア委員会は、独自の会計を持ちます。

第6章 会計等

(経費)

第20条 この会の経費は、負担金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てます。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わります。

(事業計画及び収支予算)

第22条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において承認を得なければなりません。

(事業報告及び収支決算)

第23条 この会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、会計監事の監査を経て、総会において承認を得なければなりません。

第7章 事務局

(設置等)

第24条 この会の事務を処理するため、事務局を置きます。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置きます。

3 事務局員は会長が任命します。

第8章 会則の変更

第25条 この会則は、総会において、過半数の議決を得なければ、変更することができません。

附 則

- 1 この会則は、総会において議決のあった日から施行します。